

日本赤十字看護大学研究倫理審査委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、本学の教職員または学生が研究責任者となって計画する研究、または学外からの依頼された研究が、世界医師会の「ヘルシンキ宣言」以降の研究倫理に関する宣言、国際看護師協会（ICN）の「看護師の倫理綱領」、国際助産師連盟（ICM）の「助産師の国際倫理綱領」、日本看護協会の「看護者の倫理綱領」及び「看護研究における倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」「疫学研究に関する倫理指針」等国内の諸倫理指針の趣旨に沿った倫理的配慮のもとに行われることを目的として定める。

(組織)

第2条 第1条の目的を達成するために、研究推進・情報センターのもとに研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 教職員若干名
- (2) 学外有識者（以下「外部委員」という。）若干名

2 前項第2号の委員は、学長が期間を定めて指名して委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じ、新たに委員を補充する場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(召集)

第5条 委員会は委員長が招集する。

2 委員による委員会開催の要請があるときは、委員長は委員会を開催しなければならない。

3 委員会は委員の3分の2の出席により成立し、出席委員の過半数をもって議事を決する。可否同数の場合は委員長がこれを決する。

(審査対象)

第6条 委員会が審査する対象は次の各号とする。

- (1) 本学の教職員が研究責任者となって計画する、人を対象とする研究。
- (2) 本学の大学院生が研究責任者となって計画する、人を対象とする研究。
- (3) 本学の学部生が計画する研究。この場合、審査を受ける必要がある研究であるかどうかの判断は指導教員が行う。
- (4) 学内・学外を問わず、本学の学生及び教職員を対象として行われる研究・調査。なお、教職員個人に直接依頼された研究・調査はこの限りでない。
- (5) 人を対象としないが、学会発表や論文投稿等において研究倫理審査の承認を得ていることが必要な研究。

(申請)

第7条 申請者は、申請書及び研究計画書を、当該研究を開始する前に学長宛に提出する。

(倫理審査)

第8条 委員会は、申請者から提出された研究計画書に基づき、倫理的及び学術的見地から適正かつ妥当な内容であるかを審査する。

(審査結果)

第9条 委員会は、審査判定結果を学長に答申する。学長は、その結果を申請者に通知する。

2 審査判定結果が条件付承認及び変更の勧告であった場合、申請者は修正又は変更の上、研究計画書の再審査を申請することができる。

3 研究計画が承認されたあとに計画を変更し、その内容が審査判定の根拠に関わる場合には、再審査を申請しなければならない。

(審査結果の開示)

第10条 委員会は、議事を記録保存し、開示する。

(異議申立て)

第11条 審査判定結果に異議のある場合、申請者は再審査を求めることができる。

(研究の履行状況調査)

第12条 委員会は、研究が研究計画書に沿って適切に行われているか隨時実地調査することができる。

2 委員会は、研究活動が研究計画書とは異なると認めたときには、その旨を速やかに学長に報告する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が各学部の教授会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、平成17年11月17日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年7月10日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。